情報共有システム「工事監理官」利用者　各位

一般社団法人　秋田県建設業協会

消費税率変更に伴うASP利用料の消費税率の取り扱いに関するお知らせ

平素は情報共有システム「工事監理官」をご利用いただき、誠にありがとうございます。

このたび、平成26年4月1日の消費税率変更に伴いまして情報共有システム「工事監理官」のご利用料金（以下、ASP利用料）の消費税率の取り扱いを下記の通りとさせていただきますことをお知らせ致します。

記

1．ASP利用料の消費税率につきまして、平成26年3月までの請求分に関しては消費税率5%、平成26年4月以降の請求分に関しては消費税率8%とさせていただきます。

2．平成26年3月分までのASP利用料に対し消費税率5%が適用されるよう、平成26年4月以降も継続利用となる工事（平成26年3月末終了予定の工事を含む）につきましては、平成26年3月までのASP利用料を平成26年3月末にご請求させていただきます。

3．平成26年3月末の中途精算時に、平成26年4月以降の利用料を消費税率5%で前払いすることはできません。

以上